



柏監第491号
令和2年4月1日

柏市	長	秋山浩保	様
柏市教育委員会	教育長	河 鳶	貞 様
柏市選挙管理委員会	委員長	榊 隆	夫 様
柏市農業委員会	会長	染 谷	茂 様
柏市代表監査委員		加 藤	雅 美 様

柏市監査委員	加 藤	雅 美
柏市監査委員	小 栗	一 徳
柏市監査委員	古 川	隆 史
柏市監査委員	円 谷	憲 人

令和2年度監査計画について（通知）

このことについて、下記のとおり令和2年度監査計画を通知します。

記

1 市を取り巻く状況と令和2年度の監査方針

全国的に少子高齢化が進行している状況が見受けられる中、市においても、社会保障費の著しい伸び、公共施設の老朽化及び多様化する市民ニーズへの的確な対応などが求められています。

市の財政状況については、平成30年度決算を見ると、市税収入が6年連続で増収となったほか、地方消費税交付金が増加したものの、社会保障給付費や物件費が増加し続けています。普通会計における経常収支比率は90.8%であり、依然として市の財政は硬直化している状況にあると言えます、さらに令和2年度には、会計年度任用職員制度の導入などにより財政需要が増加する見込みです。このような状況下、市では、将来にわたって安定的な行政サービスを提

供していくため、より一層の行財政改革を推進しています。

また、令和2年4月から、平成29年に改正された地方自治法（以下「法」という。）が全面的に施行されたことから、法が要求する内部統制体制の確立に向けた長期的な取組や各部署におけるリスク評価を踏まえて、より効率的かつ効果的な監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施するため、令和2年2月に「柏市監査基準」（以下「監査基準」という。）を改正し、公表したところです。

このことを踏まえ、令和2年度は監査基準に従った監査等を着実に執行します。

2 令和2年度重点監査項目

(1) 監査基準による監査等

全国都市監査委員会が国の監査基準の指針等を踏まえて改訂した「都市監査基準」に準拠して改正し、公表した監査基準に従い、監査等の着実な執行を図ります。

(2) リスクアプローチ^{*}の導入による効率的かつ効果的な監査等の実施

令和2年度の監査等の実施にあたって、市の各部署における事務事業について、リスクの洗い出し及びリスク評価を行い、リスクの重要度及び内部統制体制の整備状況を勘案して監査等の実施体制を決定するなど、効率的かつ効果的な監査等を行います。

(3) 実効性のある監査等

監査等をより有効に機能させ、充実強化を図るため、とくに指導的機能を重視した監査等に取り組みます。

また、監査等の結果について、全ての部署で同様の措置が行えるよう情報発信を強化します。

(4) 各種監査等の有機的連携等

定期監査や決算審査など、それぞれの監査等の手続、収集した資料及び相互に監査等の結果を利用するなど、有機的連携を図り、効率的に監査等を実施します。

また、予算－執行－決算の一連について、PDCAサイクルにより継続的に改善されているかを確認するとともに、とくに

第五次総合計画に位置付けられた重点事業について、合規性の視点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも監査等を行います。

※「リスクアプローチ」・・・監査の人員や時間などの監査資源が有限であるため、すべての組織や事務に対して総括的に監査等を行うことが困難を伴うことから、各部署のリスク評価を行い、リスクの高い項目に対して重点的に監査資源を投入し、効率的かつ効果的に監査を行う手法。

3 監査等の種類別重点項目等

令和2年3月に、監査基準の改正に合わせて、監査等の具体的な実施手順を「柏市監査等実施要領」として定めました。

令和2年度においては、監査基準及びこの実施要領に基づいて監査等を実施するほか、以下に掲げる監査等については、とくに次の点に意を払い実施します。

なお、監査等の実施過程において必要と認めるときは、項目の変更、削除又は追加を行います。

(1) 定期監査

ア リスク評価

昨年度に引き続きリスク評価を実施し、リスク評価結果については、令和2年度定期監査を実施する上での参考資料とします。なお、リスク評価の方法等は別途通知します。

イ 財産管理に係る監査

昨年度の定期監査の実施結果を踏まえ、令和2年度の定期監査では、とくに重要な財産である現金及び債権等の管理状況について注視します。

ウ 過去の監査結果を踏まえた監査

昨年度定期監査の結果における指摘事項等に対する取組状況についてフォローアップを行うとともに、効果的な監査の執行のため定期監査の様式について改善を図ります。

また、定期監査の結果を次年度の予算に反映できるようにするため、計画的かつ効率的に実施します。

(2) 随時監査

ア 工事監査

令和2年度に施工する工事から対象を抽出します。

イ 行政監査

過去の監査等の結果を踏まえ、対象を選定します。

ウ 財政援助団体等監査

過去の実施状況を考慮し対象を選定します。

(3) 例月現金出納検査

対面での質疑は、昨年度と同様に令和元年度3月分の現金出納検査は全会計の質疑を実施します。その後の検査は、一月の対面での質疑は、原則1ないし2会計としますが、書面検査対象の会計についても、その結果を考慮し、適時対面での質疑を実施します。

(4) 決算審査及び基金運用状況審査

令和元年度決算について、各計数が正確か確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査します。

また、以下に掲げる事項を審査の重点項目とします。

ア 主要な事務事業の執行状況

第五次総合計画前期基本計画に掲げられている施策や事務事業のうち、令和元年度当初予算案の概要に掲載されている主要な事務事業について、執行状況を審査します。

イ 特定科目の執行状況

委託料や工事請負費について、令和元年度定期監査時点での進捗状況や見込みを踏まえ、決算における執行状況を審査します。

ウ 工事、委託及び物品契約の完了（納品）状況等調査

令和元年度決算審査の一環として、令和元年度中に工期が終了した工事の竣工状況並びに委託及び物品の検収状況等について、抽出による関係書類の確認及び現地調査を実施します。

(5) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等について、計算の正確性を確認することに加え、財政の健全化判断について審査します。

(6) 住民監査請求監査

公平で公正な監査を行うため、とくに専門性が高い監査請求については、外部専門家の活用を検討するなど住民監査請求に的確に対応します。

4 年間監査計画

令和2年度の監査等の種類別実施予定時期等については、別添のとおりとします。

【令和2年度】

1 定期監査予定表

区分	通知日 資料提出期限	執行日	時 間		
			10:00～12:00	13:00～15:00	15:10～17:10
1次 8月末 まで 執行分	9月 7日 (月)	10月12日 (月)	保健所	環境部	都市部
		10月13日 (火)	地域づくり推進部	市民生活部	こども部
	9月23日 (水)	10月14日 (水)	経済産業部 農業委員会事務局	財政部 会計課	(予備)
2次 9月末 まで 執行分	9月 7日 (月)	11月6日 (金)	総務部 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査事務局	保健福祉部	消防局
	10月22日 (木)	11月9日 (月)	学校教育部	生涯学習部	水道部
		11月11日 (水)	土木部	企画部	(予備)

2 行政監査予定表

執行日	時 間	対 象
未定 (別途通知)	未 定	監査委員が必要と認めたもの

3 財政援助団体等監査予定表

執行日	時 間	対 象
未定 (別途通知)	未 定	監査委員が必要と認めたもの

4 工事等監査予定表

執行日	時 間	対 象
未定 (別途通知)	未 定	監査委員が必要と認めたもの

5 例月現金出納検査予定表

年 度	執 行 日	執 行 日 時				場 所	資 料 提 出 期 限
		一般・特別 会計	病院 事業会計	下水道 事業会計	水道 事業会計		
令和元年度 3月分	令和2年 5月28日 (木)	13:30 ~	14:00 ~	14:30 ~	15:00 ~	4 0 3 会 議 室 ※	令和2年 5月22日 (金)
令和2年度 4, 5月分 (一般・特別会 計は令和元年 度4, 5月分 を含む)	6月29日 (月)	13:30 ~	書面検査	書面検査	書面検査		6月23日 (火)
6月分	7月28日 (火)	書面検査	書面検査	13:30 ~	書面検査		7月20日 (月)
7月分	8月26日 (水)	書面検査	書面検査	書面検査	13:30 ~		8月20日 (木)
8月分	9月28日 (月) ※	書面検査	13:30 ~	書面検査	書面検査		9月23日 (水)
9月分	10月28日 (水) ※	13:30 ~	書面検査	14:00 ~	書面検査		10月22日 (木)
10月分	11月26日 (木)	書面検査	書面検査	書面検査	13:30 ~		11月19日 (木)
11月分	12月25日 (金)	書面検査	13:30 ~	書面検査	書面検査		12月21日 (月)
12月分	令和3年 1月28日 (木)	13:30 ~	書面検査	14:00 ~	書面検査		令和3年 1月22日 (金)
1月分	2月25日 (木)	書面検査	書面検査	書面検査	13:30 ~		2月19日 (金)
2月分	3月26日 (金)	書面検査	13:30 ~	書面検査	書面検査		3月22日 (月)

※書面検査の執行月であっても、必要に応じて監査委員質疑を実施する場合があります。

※9月28日(月)及び10月28日(水)の会場は別館第5会議室です。

6 決算審査及び基金運用状況審査予定表

審査日	時間	対象部局
7月14日 (火)	9:50~10:50	環境部
	11:00~12:00	市民生活部
	13:00~14:00	地域づくり推進部
	14:10~15:10	土木部
	15:20~16:05	総務部
	16:10~16:50	議会事務局・選挙管理委員会事務局・監査事務局
7月15日 (水)	9:50~10:50	生涯学習部
	11:00~12:00	学校教育部
	13:00~14:00	保健福祉部
	14:10~15:10	経済産業部・農業委員会事務局
	15:20~16:20	都市部
7月16日 (木)	9:50~10:50	こども部
	11:00~12:00	保健所
	13:00~14:00	水道部
	14:05~15:05	消防局
	15:10~16:10	企画部
	16:15~17:15	財政部・会計課

7 健全化判断比率等審査予定表

執行日	時間
8月12日 (水)	13:30~14:30